

[illegible]

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

1

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

1
2

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。